

ワンストップ特例制度の適用を申請する方への留意事項

- ・寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例制度）とは、確定申告や住民税申告をする必要のない方が、寄附金の税額控除が受けられる特例制度です。

申請される場合は、必要事項をご記入いただいた申請書と必要書類を 2020 年 1 月 10 日（金）（消印有効）まで郵送で提出をお願いします。

- ・申請書の提出後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、2020 年 1 月 10 日（金）（消印有効）までに変更届出書（第 55 号の 6 様式 ※川西町のホームページからダウンロードできます）、公的機関が発行した変更後の住所が記載されている書類を提出してください。

- ・ふるさと納税ワンストップ特例は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う住民税が減額されます。

- ・5 自治体を超える寄附を行った場合は通常の確定申告を行って下さい。

※ワンストップ特例申請をした後に、確定申告を行った場合、確定申告が優先されます。その際、必ず寄附金の控除申告も行ってください。

- ・申請書の提出にかかる費用については、寄附者様の負担となります。

必要書類について

平成 28 年から個人番号（マイナンバー）の記入と、以下の身元確認のための 1～3 のいずれかの書類の添付が必要となります。※提出がない場合、受付できません。

1. マイナンバー（個人番号）カードの写し（表と裏）
2. 通知カードの写し+ A 又は B の写し
3. 個人番号が記載された住民票の写し+ A 又は B の写し

A 運転免許証、旅券（パスポート）、運転経歴証明書、写真付き身分証明書

（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、等）のいずれか 1 つ

※ 写真が表示され氏名・生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

B 官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類であって、氏名・生年月日または住所が記載されているもの（健康保険の被保険者証、年金手帳、納税証明書、源泉徴収票、等）いずれか 2 つ

※ 写真付きの証明書類がない場合、2 つ以上の書類で本人確認をします。

提出先： 〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松 1567 番地
川西町役場 産業振興課 川西町ふるさとづくり寄附制度担当 宛